

明るい選挙推進機関紙



白ばら

号 外

平成24年10月10日発行

小千谷市選挙管理委員会

新潟県知事選挙

投票日／10月21日(日)

投票時間／午前7時～午後8時

(一部の投票所は午後6時または午後7時まで)

●入場券を送付しました

- 投票所の入場券は10月3日(水)ころまでにお手元に届くよう郵送しました。入場券が届いていない方は、選挙管理委員会にご連絡ください。
- 圧着したハガキを世帯主あてに郵送しました。ハガキを開くと、1世帯最高6人までの入場券が印刷されています。早めに開封し、お名前などをご確認のうえ、各自切り取って投票所へお持ちください。
- 期日前投票の際には、できるだけお持ちください。

みんなで投票。みんなで参加。
あなたの一票大切に



●ホームページで開票速報

開票速報を市ホームページ🌐<http://www.city.ojiya.niigata.jp/>へ掲載します。最初に午前9時30分現在の開票状況を掲載し、その後は約15分ごとに更新する予定です。

選挙に関するお問い合わせは、選挙管理委員会☎83-0381へ

10月21日(日)は、新潟県知事選挙の投票日です

投票できる方

今回の選挙では、次の要件に該当する方が投票できます。

- ①日本国民で、年齢が満20歳以上の方
(平成4年10月22日以前に生まれた方)
- ②住民票が作成された日(他の市町村から小千谷市に転入された方は、転入届をした日)から引き続き3か月以上小千谷市の住民基本台帳に記録されている方
- ③法令で定める欠格事項に該当していない方



選挙公報を配布します

10月9日(火)～18日(休)の間に各町内会を通じて配布する予定です。
お手元に届かないときは、選挙管理委員会にご連絡ください。

期日前投票はお早めに

仕事やお出かけなどで投票日当日に投票できないと見込まれる方は、次のとおり期日前投票をすることができます。

●場所など

| 場所 | 期間 | 時間 |
|----------------|-----------|-----------------|
| 市役所1階 第2談話室 | 10月5日(金) | 午前8時30分 午後8時 |
| 片貝総合センター | 10月15日(月) | 午前8時30分 午後5時 |

※市役所閉庁日でも行うことができます。

●持ち物

入場券 ※印鑑は必要ありません。

●期日前投票ができる方

- ①投票日に、仕事や冠婚葬祭の主宰などの予定がある方
- ②投票日に、旅行や病人の看護などにより、投票区の区域外に滞在する予定がある方
- ③病気や出産などで歩行が困難な方

※期日前投票をする前に、宣誓書に住所やお名前などを記入していただきます。
また、期日前投票ができる事由に該当するかどうか不明なときは、投票日に投票できないと見込まれる理由を確認させていただきます。

不在者投票もできます

●病院での不在者投票

期日前投票ができる方の③に該当する方で、指定病院に入院中の方は、その病院内で不在者投票ができます。市内の指定病院は次の5施設です。
▽小千谷総合病院▽魚沼病院▽春風堂▽水仙の家▽小千谷さくら病院

●市外での不在者投票

長期の出張などのときは、滞在先の市区町村の選挙管理委員会ですべての投票ができます。手続きに時間がかかりますので、お早めに選挙管理委員会へご確認ください。

●郵便等による不在者投票

次のいずれかの要件に該当する方は、郵便等により在宅で不在者投票をすることができます。

◆身体障害者手帳の交付を受けている方

- ①両下肢・体幹・移動機能の障がい1級か2級の方
- ②心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい1級か3級の方
- ③免疫・肝臓の障がい1級から3級までのいずれかに該当する方

④手帳の記載では障がいの程度が明らかでない場合は、県知事から書面により①～③の障がいの程度に該当する旨の証明を受けた方

◆戦傷病者手帳の交付を受けている方

- ①両下肢・体幹の障がい特別項症から第2項症までのいずれかに該当する方
- ②心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい特別項症から第3項症までのいずれかに該当する方
- ③手帳の記載では障がいの程度が明らかでない場合は、県知事から書面により①または②の障がいの程度に該当する旨の証明を受けた方

◆介護保険の被保険者証の交付を受けている方

被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されている方

※郵便等により不在者投票をする場合は、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。該当すると思われる方は、お早めに選挙管理委員会にお尋ねください。郵便等による不在者投票の請求期限は10月17日(水)(投票日の4日前)です。



住所を移転した方は、ご注意ください

住所を移転された方の投票は次のようになります。

| 転居届をされた方 | 転出届をされた方 | | 転入届をされた方 | | 届出の別 (転出の場合は、転出日) | 投票場所・選挙権の有無 | | 備考 |
|--------------|------------------------------------|---|--|-------------|----------------------|-------------|------------|-----------------------|
| | 県内の他の市町村へ転出される方 | 県外へ転出される方 | 県内の他の市町村から転入された方 | 県外から転入された方 | | 新住所地で投票できる | 前住所地で投票できる | |
| 平成24年9月19日以後 | 平成24年7月3日以前に新住所地に転入届出 | 平成24年10月5日～10月20日 | 平成24年7月4日以後 | 平成24年7月3日以前 | 届出日 | ○ | ○ | 引き続き県内に住所を有する旨の証明書の要否 |
| 平成24年9月18日以前 | 平成24年7月4日以後に新住所地に転入届出 | 平成24年10月4日以前 | 平成24年7月3日以前 | 平成24年7月4日以後 | (転出の場合) | ○ | ○ | |
| | ※備考欄参照 | 期日前投票のみ | ※備考欄参照 | | | | | 要 |
| | ※注意参照 | | ※注意参照 | | | | | 要 |
| | | | | | | | | |
| | 投票用紙などを小千谷市選挙管理委員会に請求し、不在者投票ができます。 | 転出前まで投票ができます。 転出した時点で、この選挙の選挙権がなくなります。 | 投票用紙などを前住所地の選挙管理委員会に請求し、小千谷市役所で不在者投票ができます。 | | | | | |



注意：平成24年7月4日以後に新潟県内の市町村間で住所を移転された方は、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を提示することにより前住所地で投票をすることができます。「証明書」は、最寄りの市役所、町村役場の市民課または住民課で発行しています。

ただし、県内の他の市町村へ転出後、さらに県内の別の市町村へ転出した場合は、投票をすることができない場合がありますのでご注意ください。



投票区の投票所、区域と投票時間



各投票区の投票所などは、下表のとおりです。投票時間は、午前7時～午後8時ですが、一部の投票所は、投票所を閉じる時刻を繰り上げていますので、関係区域の方はご注意ください。

なお、投票所の位置マップを市のホームページ<http://www.city.ojya.niigata.jp/>に掲載しています。

▶投票区・投票所が変わる町内／津山町内の方は、第4投票区木津公会堂から第2投票区東小千谷体育センターに変わります。

▶投票所が変わる投票区／第20投票区（冬井、戸屋）は、冬井集会所から戸屋集会所に変わります。

| 投票区 | 投票所 | 区域（町名） | 投票時間 |
|-----|------------------|---|-----------|
| 第1 | 小千谷小学校西屋内運動場 | 上ノ山、土川、本町、平成、稲荷町、元町、日吉、船岡、栄町、若葉 | 午前7時～午後8時 |
| 第2 | 東小千谷体育センター | 旭町、元中子、信濃町、山寺、木津団地、東栄、津山町 | 午前7時～午後8時 |
| 第3 | 蕨生集落開発センター | 蕨生、横渡 | 午前7時～午後8時 |
| 第4 | 木津公会堂 | 木津町 | 午前7時～午後8時 |
| 第5 | 西中集落開発センター | 山本、西中 | 午前7時～午後7時 |
| 第6 | 元池ヶ原保育園 | 池ヶ原、古田、池中新田 | 午前7時～午後6時 |
| 第7 | 塩殿ふれあいセンター | 坪野(上)、細島、塩殿、卯ノ木 | 午前7時～午後6時 |
| 第8 | 上片貝公会堂 | 上片貝 | 午前7時～午後6時 |
| 第9 | 吉谷小学校 | 打越、上村、水口、滝谷、藤田沢、高畑、茶合、四ツ子、谷内 | 午前7時～午後7時 |
| 第10 | 二俣遯入集落開発センター | 二俣、遯入 | 午前7時～午後6時 |
| 第11 | 小千谷市役所第2談話室 | 千谷川、城内、平沢 | 午前7時～午後8時 |
| 第12 | 山谷交流センター | 山谷、坪野(下) | 午前7時～午後8時 |
| 第13 | 西部開発センター | 桜町(上)・(中)・(下) | 午前7時～午後8時 |
| 第14 | 城山開発センター | 時水、両新田、藪川 | 午前7時～午後8時 |
| 第15 | 千谷センター | 千谷 | 午前7時～午後8時 |
| 第16 | 三仏生多目的集会センター | 三仏生 | 午前7時～午後8時 |
| 第17 | 小栗田多目的センター | 小栗田 | 午前7時～午後8時 |
| 第18 | 川井住民センター | 川井本田、新田、真皿 | 午前7時～午後6時 |
| 第19 | 内ヶ巻集落開発センター | 内ヶ巻 | 午前7時～午後6時 |
| 第20 | 戸屋集会所 | 冬井、戸屋 | 午前7時～午後6時 |
| 第21 | 浦柄公会堂 | 浦柄 | 午前7時～午後6時 |
| 第22 | 金倉会館 | 中山（東山）、小栗山 | 午前7時～午後6時 |
| 第23 | 朝日倶楽部 | 朝日、寺沢 | 午前7時～午後6時 |
| 第24 | 東山住民センター | 岩間木、首沢、荷頃 | 午前7時～午後6時 |
| 第25 | 蘭木ふれあいセンター | 蘭木 | 午前7時～午後6時 |
| 第26 | 塩谷集落開発センター | 塩谷 | 午前7時～午後6時 |
| 第27 | 岩沢住民センター | 桂、山谷(岩沢) | 午前7時～午後7時 |
| 第28 | 市ノ口公会堂 | 市ノ口 | 午前7時～午後6時 |
| 第29 | 岩山池之又集落センター | 岩山、池之又 | 午前7時～午後6時 |
| 第30 | 外之沢集会所 | 田代、小土山、外之沢 | 午前7時～午後6時 |
| 第31 | 大池ふるさとセンター | 大崩、池之平 | 午前7時～午後6時 |
| 第32 | 真人住民センター | 上沢、万年、栗山、本村、干三、源藤山、石名坂、中山（真人） | 午前7時～午後7時 |
| 第33 | 克雪管理センター | 茅坂、時之島 | 午前7時～午後6時 |
| 第34 | 市之沢クラブ | 市之沢 | 午前7時～午後6時 |
| 第35 | 真人北部地域農業者等就業促進施設 | 山新田、芹久保、若栃 | 午前7時～午後6時 |
| 第36 | 北山集落センター | 北山、孫四郎 | 午前7時～午後6時 |
| 第37 | 片貝総合センター | 一之町一区～五区、二之町、茶畑、町裏、表三之町、稲場、屋敷、四之町、高見、新屋敷、五之町、八島、沼田、山屋 | 午前7時～午後8時 |
| 第38 | 高梨振興会館 | 高梨、五辺 | 午前7時～午後7時 |
| 第39 | 池津農村改善センター | 池津 | 午前7時～午後6時 |
| 第40 | 鴻巣町会館 | 鴻巣 | 午前7時～午後6時 |